



新型コロナウイルス感染症情報

新型コロナワクチンの4回目接種について

町では、3回目のワクチン接種から5か月を経過した60歳以上の方と、18歳から59歳までの方で、基礎疾患のある方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者等および高齢者施設従事者等を対象に、新型コロナウイルスワクチンの追加(4回目)接種を、町内医療機関にて実施しています。また、町保健福祉センターを会場に9月23日(金・祝)、24日(土)に集団接種を実施します。詳しくはホームページ、予約サイトや町コールセンターでご確認ください。

最新情報は町ホームページをご覧ください。



新型コロナワクチン接種予約フォームはこちら▶



予約方法や詳しい内容はホームページをご覧ください。

利府町新型コロナワクチン接種コールセンター

新型コロナワクチンに関する相談ができます。接種の予約は、接種券がお手元に届いてからになります。

☎0570-047474

午前9時から午後6時まで(土・日曜日、祝日含)

(通話料がかかります)

接種後気になる症状があるときは、かかりつけ医へ相談してください

ワクチン接種後の副反応についての相談や発熱等の症状がある方は、かかりつけ医等のお近くの医療機関等に電話で相談してください。※かかりつけ医等がない方や相談先がわからない方は、副反応相談センターに相談ください。

新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター

- 電話番号 050-3615-6941
- 受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日含)

発熱など新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある方は

まずはご自身のかかりつけ医等に電話で相談してください。かかりつけの医療機関がない方は(相談先の医療機関がわからない方)下記コールセンターに電話してください。

受診・相談センター(コールセンター)

- 電話番号 022-398-9211
- 受付時間 24時間対応(土・日曜日、祝日含)

新型コロナウイルスに関すること… 問 新型コロナウイルス対策室 ワクチン接種係 ☎356-2125

問 生活環境課 環境衛生係

☎767-2119

町内での美化活動をより一層推進するため、9月4日を「全町民の清掃の日」とし、リフレインアップ大作戦を実施します。住みよいきれいなまちの環境づくりのため、皆さまのご協力とご参加をお願いします。

●とき 9月4日(日)予定
午前6時から1時間程度

※実施日、時間については、町内会、団体の都合により変更になる場合があります。

※学校、企業、団体等で実施する場合は、町がごみ袋を提供しますのでご連絡ください。

リフレインアップ大作戦!

問 生活環境課 環境衛生係

☎767-2119

廃棄物の不法投棄は、悪臭の発生、土壌や地下水の汚染といったわたしたちの清らかな生活環境の破壊につながる行為であり、法律において禁止されています。

町では、県などと協力し、不法投棄防止のための巡回パトロール等を実施しています。不法投棄はなかなか後を絶ちません。このすばらしい利府の環境を子どもたちに残すため、不法投棄は、「しない」、「させない」、「許さない」という意識を持ち、不法投棄を根絶しましょう。

9月は廃棄物不法投棄防止強化月間です



ペットを飼うときのルールとマナー

●ペットは責任と愛情を持って飼いましょう

▼鳴き声……鳴き声で近所に迷惑をかけるために、十分運動させて欲求不満を解消させ、きちんと「しつけ」を行い、不必要な鳴き声を出さないための対策を取りましょう。

▼犬の放し飼い……放し飼いは、かみつき事故の原因になります。特に、犬はリードをつなぐ、または囲いの中で飼うなどし、散歩の時もリードで必ずつなぎ、放し飼いはやめましょう。

●飼犬の登録・注射はお済みですか?

▼飼犬の登録……犬を飼った場合(幼犬は生後90日を過ぎてから)や犬が死亡した場合、また、飼犬の所有者や住所が変わった場合は、30日以内に生活環境課環境衛生係への届出が必要です。なお、町外へ転出する場合は、転出先の市町村で手続をしてください。

▼狂犬病予防注射……犬の所有者は、飼犬に狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。受けさせない場合は、法律により罰せられます。

問 生活環境課 環境衛生係

☎767-2119

敬老祝記念品のお知らせ

町内にお住まいで今年度75歳以上となる方を対象に、長寿のお祝いと社会に貢献してこられたことへの感謝をこめて、記念品を進呈させていただきます。

●対象者 昭和23年4月1日以前に生まれた方

●記念品 祝詞、小学生からのメッセージ、タオル

※9月以降、各町内会のご協力をいただきながら進呈いたします。

問 健康推進課 長生き支援係

☎356-1334

秋の交通安全町民総ぐるみ運動

- 運動期間 9月21日(水)～30日(金)
- 運動重点

○子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
○夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止
および飲酒運転の根絶

○自転車の交通ルール遵守の徹底

9月30日(金)は「交通事故ゼロを目指す日」

町民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど、交通事故のない安全で安心に暮らせるまちづくりを推進しましょう。

問 危機対策課 生活安全係

☎767-2174

安全運転者研修会

交通事故の実態を踏まえ、運転者一人ひとりが思いやりのある運転ができるよう研修会を開催します。

- と き 9月27日(火) 午後7時～
- ※要事前予約

●ところ

利府町役場町民交流館(へアパル利府研修室)

●定 員 30名

※優良運転者表彰交通銀賞以上を受けるために必要です。受講が2回目以降の方は、修了証を忘れずにお持ちください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により中止となる場合は、担当課より予約された方へ個別にご連絡いたします。

問 危機対策課 生活安全係

☎767-2174

交通ルールを守り、歩行者に配慮し、自転車を利用しましょう

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられます。道路を通行するときは、交通

ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けましょう。

- 自転車は、車道(左側)を通行するのが原則です。
- 交通ルールを守りましょう。(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- 自転車利用者等は、自転車損害賠償保険等の加入に努め、ヘルメットの着用や自転車の定期的な点検、必要な整備を行い、自らの安全確保に努めましょう。

【走行について】

・車道や交通状況により、歩道を通行することがやむを得ない時は、歩行者と安全な間隔を空けて、すぐに止まれるように徐行しましょう。
・歩行者の通行を妨げたり、接触する恐れがある時は、一時停止するか、自転車から降り、押して歩きましょう。

・交通規制により歩道を通行できるとされている時や道路標示による普通自転車通行指定部分がある場合は、その部分を徐行しましょう。
・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者および身体の不自由な方で、歩道を走行する際は交通ルールを遵守しましょう。
・見通しの悪い交差点等では、必ず一時停止を行い、車やバイク、歩行者などの見落としてに注意しましょう。

問 危機対策課 生活安全係

☎767-2174

飲酒運転根絶！「ちよっとだけなら！」

一瞬の気の迷いが悲惨な事故に！

飲酒運転による交通事故が依然として後を絶ちません。飲酒運転はアルコールの影響で正常な運転ができなくなり、重大事故に繋がる極めて危険な犯罪です。

飲酒運転をした場合、運転者本人だけでなく、お酒を提供した人、車両を提供した人

車両の同乗者も厳しい行政処分や罰則の対象となります。家庭や職場、仲間同士で「飲酒運転は絶対しない！させない！許さない！」を厳守し、飲酒運転根絶を目指しましょう。

問 危機対策課 生活安全係

☎767-2174

利府町木造住宅

耐震助成事業について

地震による被害を軽減し、町民の生命や財産を守るため、旧耐震基準である昭和56年以前の戸建木造住宅を対象とした耐震診断および耐震改修工事に係る費用の一部を助成します。

▼木造住宅耐震診断助成事業

●募集戸数 10戸(先着順に受付、郵送不可)

●対象住宅 昭和56年5月31日以前に在来軸構法または枠組壁構法により着工された3階建て以下の戸建木造住宅

●診断費用 負担額8,400円/戸から

●申請期限 12月9日(金)まで

●木造住宅耐震改修工事助成事業

●募集戸数 4戸(先着順に受付、郵送不可)

●対象住宅 耐震診断を実施し、診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅で、耐震改修工事または建替えをする住宅

●助成内容

・耐震改修工事費の80%を補助(上限100万円)

・耐震改修工事とは別に10万円以上のリフォーム工事をした場合は、10万円を上限に右記補助額に上乗せ

●補助内訳(上限額)

耐震改修工事……100万円

リフォーム工事……10万円

(合計110万円)

●申請期限 9月30日(金)まで

●申請期限 9月30日(金)まで

●申請期限 9月30日(金)まで

●申請期限 9月30日(金)まで

●申請期限 9月30日(金)まで

●申請期限 9月30日(金)まで

●申請期限 9月30日(金)まで

●申請期限 9月30日(金)まで

※本人確認書類をお持ちください。
●その他 耐震改修工事は、令和5年1月までに竣工してください。

問 都市整備課 都市計画係

☎767-2342

ブロック塀等除却助成事業について

歩行者の安全を確保するため、道路沿いにある倒壊の危険性があるブロック塀などの除却費用の一部を助成します。

●募集件数 10件(先着順、郵送不可)

●対象建築物 道路に面し、高さが1m以上のブロック塀・門柱等で、現地調査の結果、危険と判定されたもの。

●補助額(上限)

・除却 150,000円

・除却後のフェンス等の設置 100,000円

・小学校から半径500m以内にあるブロック塀等は右記の補助額に、上限37,000円が加算されます。

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

●申請期限 12月9日(金)まで

電話で聞ける

「防災情報テレホンサービス」

防災行政無線による災害情報の放送が、気象条件等により聞き取りにくかった場合に、放送から12時間以内であれば、内容を確認することができます。

※通話料は、個人負担となります。

問 「テレホンサービス」

☎33568951

危機対策課 危機管理係

☎767-2174

町民交流館(ヘア・パル利府)
臨時休館のお知らせ

◆9月17日(土) (館内清掃のため)

◆9月24日(土)~25日(日)

(「こどもまちなか」開催のため)

問 財務課 管財契約係

☎767-2116

「マイナポイント第2弾実施中」
マイナンバーカードの申請は
お早めに!

現在、国では、マイナポイント第2弾
を実施しています。

最大2万円分のポイントがもらえる
マイナポイントの申込にはマイナンバー
カードが必要です。ポイント付与の対象
となるマイナンバーカードの申請期限は
9月末までですので、この機会にお早め
に申請してください。マイナポイントの
申し込み期限は、令和5年2月末まで
です。

問 町民課 マイナンバー係

☎767-2118

●日曜開庁日

9月11日(日) 午前9時~午後1時
【取り扱い窓口】

転入・転出等の手続きや、
住民票等の諸証明発行、納税相談、
水道開閉栓手続き等

●マイナンバーカード交付夜間臨時窓口

9月1日(木)、15日(木) 午後7時30分まで
マイナンバーカードの受け取り

※受け取りは、前日までのご予約の方に限ります。
各種証明書等発行、住所変更等の手続きは受付
できません。

●夜間納税相談窓口

9月30日(金) 午後8時まで

●今月の納期限

9月30日(金)

- ・固定資産税第3期
- ・国民健康保険税第4期
- ・後期高齢者医療保険料第3期

養育費のことで悩んでいませんか

公正証書や家庭裁判所での手続きを支援します

離婚などによりひとり親となった世帯のお子さんにとって、離れて暮らす親から養育費をもらうことはとても重要です。

このたび、町では、離婚後の養育費不払い解消に有効な施策を検証するために、法務省が実施する養育費不払い解消等調査研究事業のモデル事業実施自治体に選定されました。離婚に関することやその後の生活・就労に関することなど弁護士による法律相談や離婚時にかかる費用を補助します。なお、本モデル事業期間は、令和5年2月末までとなります。

1 弁護士によるオンライン法律相談

※事前予約が必要です。

養育費などにかかわる離婚前後に発生する諸問題について、弁護士の法律相談を無料で受けることができます。養育費について何も取り決めていない方、口約束や自分たちで作成した書面で取決めていない方も、この機会に相談してみたいかでしょうか。

- 対象者：利府町内に居住し、養育費の取り決めの対象となる児童を養育している方
- 相談日：令和5年2月28日(火)まで(土・日曜日及び祝日除く)で相談弁護士が応じられる日時(要予約)
- 相談場所：利府町役場2階 会議室
- 申込方法：相談希望日(複数の希望日時)を担当までご連絡ください。相談を希望する方と弁護士のオンライン相談日時を調整します。
- 相談費用：無料

2 公正証書、調停・審判申立費用等の補助

- 対象者：令和5年2月28日(火)までに養育費に関する公正証書等を作成された方
- 補助対象：①公正証書の取り決めに係る公正人手数料
②家庭裁判所の調停・審判申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、戸籍謄本発行手数料、非課税証明書発行手数料など

必要書類

- ・請求書(指定様式)
- ・補助対象の領収書
- ・公正証書を作成したこと、または調停・審判を申し立てたことを証明する書類の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの

3 強制執行申立費用の補助

- 対象者：①令和5年2月28日(火)までに養育費の強制執行申立をされた方
②養育費の取り決めについて、一定の公的書類(債務名義)※を既にお持ちの方
※公正証書(強制執行認諾条項付)または調停調書・審判書・判決
- 補助対象：①強制執行申立てにかかわる諸問題について、弁護士による相談および、弁護士または司法書士による文書作成料
②第三者からの情報取得手続きおよび財産開示手続き等の申立てに要する収入印紙代、予納郵便切手代、戸籍謄本発行手数料、非課税証明書発行手数料など

必要書類

- ・請求書(指定様式)
- ・補助対象の領収書
- ・補助対象の申立書等の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの



養育費について取り決めておくことは、お子様の生活や将来のために大切なことです。

問 子ども支援課 子ども企画係 ☎767-2193